

3 水港第 3095 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

水産庁長官

漁業用施設災害復旧事業査定要領の一部改正について

漁業用施設災害復旧事業査定要領（昭和 59 年 9 月 28 日付け 59 水振第 2338 号水産庁長官通知）の一部について別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴管下関係市町村に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別紙)

漁業用施設災害復旧事業査定要領（昭和59年9月28日付け59水振第2338号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1～第7 (略)</p> <p>(査定)</p> <p>第8 査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が<u>500万円</u>未満又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、計画概要書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9～第16 (略)</p>	<p>第1～第7 (略)</p> <p>(査定)</p> <p>第8 査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が<u>200万円</u>未満又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、計画概要書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9～第16 (略)</p>

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。